

滋賀県環境影響評価審査会会議 議事概要

- 1 日時 令和2年6月25日(木) 15時00分～17時00分
- 2 場所 彦根市稲枝地区公民館 大集会室
- 3 議題 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について
- 4 出席委員 市川委員(会長)、江藤委員、惣田委員、中井委員、野呂委員、畠委員、平山委員、堀委員、松四委員、水原委員

5 議事概要

(事務局)

資料1、参考資料により、事業概要およびこれまでの経緯等について説明。

(事業者)

資料2について説明。

(会長)

ただ今の説明について、委員の皆様からご意見・ご質問をお願いします。

(委員)

この場所は土石流による被災リスクのある場所だと思われるが、土砂災害警戒区域はあるのか。

(事業者)

事業実施想定区域の北側部分から、事業実施想定区域に隣接する北東の山手までが土砂災害警戒区域として指定されており、事業実施想定区域の北側は災害廃棄物のストックヤードとして使用する計画をしている。

(委員)

豪雨による土石流でストックヤードが被災すると、災害廃棄物の受入れができず、施設整備に係る理念と基本方針に挙げている「災害に強い施設」として、災害がきても安定的に運転できる施設という観点からすると不都合が生じるのではないか。

(事業者)

擁壁等を建設しなければいけないとは考えているが、景観的な部分もかかわってくるかと思うので、地元と協議しながら対策を考えていきたい。

(委員)

配置の複数案に関して、A案の方が建屋の近くに土砂が来る可能性が高く、B案の方がこの点では有利であるが、この施設があることによって施設の北東側の民家の方に土砂が流れてしまうということは避けなければならない。

(委員)

工事計画に関係する内容であるが、本来アクセス道路については、方法書の段階で確定していることが重要であるが、今後の計画はどのように想定されているか。

(事業者)

事業者案では事業実施想定区域から東側の宇曾川と安食川に橋を架けて県道2号線まで結ぶ、約550mのごみの搬入出に特化した専用道路を検討していたが、地元からはふるさと農道の延長として、その末端の彦根市稲里町から事業実施想定区域に向かって、荒神山を抜けて県道196号につなぐ約2kmの市道整備が求められている。そのため、ごみ搬出入路と彦根市の市道整備計画との間の整合を図るため、現在彦根市と調整を進めているところである。

(委員)

調査手法の審査という点においては、ルートを決めて提示いただく必要がある。また、事業において盛土が多そうな計画にみえるが、工事開始までのルートでどのぐらいの交通量が見込まれるかということを出していただきたい。

(会長)

方法書の段階では、調査地点を示す必要がある。方法書を作成するまでに走行ルートや調査地点の設定が間に合わなければどうするのか。

(事業者)

彦根市には、その段階までに市道整備計画の方針決定をお願いしているので、それまでにはルートが確定すると考えている。

(委員)

市道として道路整備するのであれば、別事業としてその整備で周辺に与える環境影響の手続きを行うことになると思われるが、ごみ処理施設整備事業に係る交通面からの影響は、当該事業に係る環境影響評価の手続きの中で評価することが必要と考える。ごみ処理施設整備事業にあたっての工事車両や、供用が始まってパッカー車がどのぐらい、どのルートを通るかがわからないと周辺への影響は評価できない。

(委員)

滋賀県の水害リスクマップによると、最大100年に1度の洪水で1m～2mの浸水が想定されている。施設について止水性のごみピットとすることが配慮書に示されているが、浸水そのものを防ぐような造成の配慮や、ごみの流出を防ぐ配慮はどの程度計画されるのか。

(事業者)

宇曾川の左岸氾濫や愛知川右岸の氾濫が想定されているが、愛知川の場合は2mから5m、宇曾川の場合は2mから3m浸水想定となっている。そのため現時点では2m盛土をした上に施設を建てる計画としており、施設自体もプラットフォームや、施設を稼働するための電気室や制御室も2階に配置するなどの配慮を検討している。地域の方が自主避難場所として利用できるような形としても整備していきたい。

(会長)

約2kmの市道整備はアセス条例の対象事業となるか。

(事務局)

今回の状況からすると、アセス条例対象事業にはならないと考えられる。

(会長)

道路の整備が環境影響評価条例の対象事業とならない点からも、当該事業に係る交通の面からの影響は、当該事業に係る環境影響評価の手続きの中において適切に評価される必要がある。

(委員)

焼却炉の形式に言及がないが、方法書以降で示していただけるのか。排ガスの算出にかかわってくることになるので早めに示していただきたい。また、処理ごみ量について、配慮書によると現状より予定処理ごみ量が1万トンほど多いが、これは災害廃棄物が含まれているからか。

(事業者)

焼却形式は方法書以降で示させていただく。予定処理ごみ量が多い理由は災害廃棄物のほか、これまでRDF化していたごみの焼却処理を行うためである。

(会長)

事業計画として、施設における処理フローが提示されておらず、環境への影響を検討する材料が整っていない。先行案件で既に指摘していることであり、適切に対応いただきたい。

(事業者)

直接関係ないと判断し提示しなかった。方法書以降の図書に反映する。

(委員)

配布資料では公共下水道に排水を排出する予定とあるが、配慮書を見ると下水道整備計画の地点に事業実施想定区域が含まれないが、どのような計画か。また、令和6年度に建設開始されるが、供用が始まるまではどのように排水を処理されるのか。

(事業者)

現在の事業実施想定区域周辺は農業集落排水の処理施設でし尿・生活排水を処理している。彦根市の計画では令和12年度までに農業集落排水処理施設を廃止し公共下水道に接続することとなっている。そのためこのエリアも切り替わっていくと認識している。ごみ処理施設の供用開始が令和11年度となっており、公共下水道管には既存の農業集落排水管が使用されるので、それまではそのまま使用することになる。

(委員)

事業実施想定区域北側が荒神山の遥拝所^{ようはいじょ}だが、そこからごみ処理施設がどのように見えるのか。地元の方が大勢訪れることが想定されており、盛土の上に2階以上のプラットフォームが設置されれば、景観面での影響が懸念される。配慮書においては計画段階配慮事項の検討にあたり主要な眺望点からの見え方にしか言及されていないが、方法書以降では事業実施想定区域周辺からの見え方にも触れていただきたい。

(事業者)

方法書以降で示していきたい。荒神山神社では年に1度6月に地元の祭があり、たくさんの方が訪れる。地元からも祭の開催に貢献できるような施設を要望されており、施設の駐車場も利用していただくことを想定している。事業実施想定区域の北側は桜並木になっている部分もあり、盛土の部分を桜などの高木で緑化し、桜と調和させてグラウンドレベルから施設が見えないような配慮をしていかないといけないと考えている。

(委員)

配慮書によると、事業実施想定区域は今のところ埋蔵文化財包蔵地はないのだが、かつて宇曾川の河川改修をした際に遺跡が大量に出た地域の周辺であり、埋蔵文化財包蔵地とも隣接している地域でもあるが、試掘調査を実施されるのか。

(事業者)

現状では試掘の計画はしていない。事業実施想定区域の地歴調査で相当昔から田んぼであったことは把握している。

(委員)

地歴調査で把握できることには限度があるので試掘をすべきである。彦根市や滋賀県の教育委員会にも相談すべき。工事直前の不時発見となると、工期にも影響が生じる。

(委員)

配布資料での大気質の予測評価において、彦根地方気象台で計測した風向風速の環境と候補地とは大幅に異なるのではないか。特に卓越風向のある方角が荒神山で遮蔽されている影響について、どのように評価されているのか。方法書以降で詳しく調査されるのか。

(事業者)

方法書以降では現地で気象調査を行い、正確な予測評価をする。荒神山の影響があることは認識しており、方法書以降で示していく。

(委員)

計画段階配慮事項の検討において、大気質の検討の対象が一次汚染物質のみとなっている理由はなぜか。事業実施想定区域周辺の大気質の状況は、光化学オキシダント等において環境基準を満足していない。ごみ処理施設による窒素酸化物や、ごみ収集車による炭化水素や窒素酸化物によって、定性的に考えると光化学オキシダント等が現状よりさらに悪化するのではないか。

(事業者)

光化学オキシダント等への影響を注視しないといけないと考えるが、手法が確立しておらず、定量的な検討ができないため、検討の対象とはしていない。

(会長)

現状ではごみ処理施設といった点源に対して、PM_{2.5}や光化学オキシダントの予測をしている事例はない。また環境省は確立した予測手法はないとしている。ただ、影響が想定されながら、予測が困難だから評価しないということではなく、広域的な影響が大きく本事業による寄与が小さいことを説明しておく必要があるのではないか。PM_{2.5}についても広域的な影響が大きく、一事業の及ぼす影響は小さいことがわかっている。

(会長)

複数案の検討として、煙突高さの違い(59m、80m)をあげて将来濃度(年間平均値)を比較しているが、先行事例からこのような検討は何の意味もないことはわかりきっていることである。煙突高さの違いによる建物ダウンウォッシュの影響のように、意義のある検討をすべきである。適切な検討が行われていなければ配慮書に何の意味もない。環境影響評価の手続きが形骸化してしまう。先行案件の審査会で指摘したことが今回の図書に反映されていないことは非常に残念である。このことは事務局にお願いしておいたはずである。

(事業者)

煙突高さに関しての複数案において、長期的な予測による将来濃度(年間平均値)に影響にほとんど差が出ないことは承知している。配慮書段階で建物の形状を明確にしていない中で、短期的な影響の計算の精度に懸念があり、また今後の方法書以降の参考にもなる情報として、これまでどおり年間の長期的な予測を行い比較した。

(会長)

配慮書段階では条件設定を必ずしも厳密なものにする必要はない。類似事例を用いて条件を設定することもできる。事業計画が確定していない状況であるということは承知しているが、想定段階として適切な検討をすべきである。

(事務局)

2回目の審査会においては、処理フロー図を含めてできることを事業者に対応していただくよう進めていく。

(会長)

次回の審査会では、施設における処理フロー図を示すとともに、複数案について建物ダウンウォッシュの影響を検討のうえ示していただきたい。

(事業者)

検討のうえできる限りの資料を準備し、提供させていただく。

(会長)

配慮書や配布資料について、環境省の煙突高さのデータベースの出典を明確にするとともに、有害物質などの専門用語を適切に用いること。

(委員)

騒音・振動関係について、車両走行ルートや施設の内容が想定・提示されておらず環境への影響を検討するにあたって、定量的な判断をするための材料が整っていない。定性的ではなく定量的な検討ができる材料を整えていただきたい。方法書以降の段階においては車両の走行ルートや施設の内容を明らかにし、調査地点や、調査・予測・評価の手法を適切に設定すること。

複数案の検討については、施設への搬入出や走行ルートに関する交通による影響を事業実施想定区域周辺の自然的・社会的状況を踏まえて検討すべきではないか。これまでのごみ処理施設に係る審査事例からすると、焼却方式や、ごみ発電の有無についての検討がなく、図書に物足りなさを感じる。

(会長)

最後の総合評価だが、各々の評価結果を並べただけで、適切な総合評価となっていない。大気質と景観と騒音・振動・悪臭に係る個別の評価結果を俯瞰して総合的に評価したものが総合評価である。

(委員)

景観について、普段住民が生活している集落等の身近な場所からどのように見えるかが評価されるべきである。荒神山神社には大きく立派な鳥居があり、そこから見える山頂が集落からの自然な視線だと思うが、その眺めが施設によって一部隠れることをどのように評価するかといったことや、施設の外壁色をどう配慮するかについて、方法書以降の図書において適切に調査・予測・評価をしていただきたい。

(事業者)

今後、方法書以降の図書の中で、集落等からの見え方についても適切に調査・予測・評価していきたい。

(委員)

鳥居の手前の参道に道標がある。事業実施想定区域の東の角の線上にあり、市指定の文化財になっていないがどのようにされるのか。道標はあの場所にあることに意味があるものなので、その点を配慮していただきたい。

(事業者)

今後、取扱いを検討していきたい。

(委員)

動物・生態系に関して、計画段階配慮事項に選定されていないが、事業実施想定区域の北西の部分の湿地は両生類が好む環境である。事前の文献調査では多くのレッドリスト掲載種が確認されているので、今後の方法書以降では適切に調査地点を設定し、調査・予測・評価していただきたい。

(事業者)

今後、方法書以降の図書の中で、適切に調査・予測・評価していきたい。

(会長)

他に意見がないことを確認したため、本日の審査はこれで終了とする。

以上